

脳外傷による高次脳機能障害の後遺障害認定について

～自賠責保険（共済）に対する請求手続きと必要資料～

自賠責保険（共済）では、自動車事故を原因とする「脳外傷による高次脳機能障害」が残った場合、後遺障害等級としての確に認定するため、「高次脳機能障害専門部会」を設置し、調査・認定しています。

このリーフレットは、「脳外傷による高次脳機能障害」に関し、自賠責保険（共済）に対する請求手続きと、請求の際に必要な各種資料について説明するものです。

また、自賠責保険（共済）に対する請求に当たってご注意いただきたいことを記載しています。

円滑な後遺障害の認定手続きのため、必要な資料をご提出いただけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

平成19年4月

損害保険料率算出機構
（損保料率機構）

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-9

電話：03-3233-4141（代表）

URL <http://www.nliro.or.jp/>

脳外傷による高次脳機能障害とは

～近時、一般的に認識されるようになった後遺障害です～

脳外傷に起因する後遺障害として高次脳機能障害が広く認識されるようになりました。

脳外傷による高次脳機能障害は、自動車事故などで脳が損傷され、一定期間以上、意識が障害された場合に発生し、CT・MRIなどの画像診断で全般的な脳損傷が認められることが特徴です。その障害は、記憶・記銘力障害、集中力障害、遂行機能障害、判断力低下などの認知障害と、感情易変、不機嫌、攻撃性、暴言・暴力、幼稚、羞恥心の低下、多弁（饒舌）、自発性・活動性の低下、病的嫉妬、被害妄想などの人格変化を典型的な症状とするものであり、仕事や日常生活に支障を来します。また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの神経症状を伴うことがあります。

自賠責保険（共済）では、脳外傷による高次脳機能障害であると認定されれば、その症状に応じ、自動車損害賠償保障法（自賠法）施行令別表第一および別表第二に定める後遺障害等級のいずれかに該当するものとして、取り扱っています。その際、高次脳機能障害に合併した運動麻痺などの神経症状も十分に考慮します。

＜ 参 考 ＞ 後遺障害等級（神経系統の機能または精神の障害）

【介護を要する後遺障害（別表第一）】

第1級	神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

【上記以外の後遺障害（別表第二）】

第3級	神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第5級	神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第7級	神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第9級	神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

請求手続きと必要資料について

～自賠責保険会社または自賠責共済協同組合への請求手続きが必要～

自賠責保険（共済）には、被害者からの請求と加害者からの請求の2つの方法があります。いずれの方法でも、後遺障害等級の認定方法は同じです。高次脳機能障害に関する請求手続きもこれらのいずれかの方法で行います。

後遺障害による損害を請求する際に必要となる基礎的な資料はつぎのとおりです。（次表のうち、太字で記載した用紙は、自賠責保険会社（協同組合）に備え付けてあります。）

必要資料	作成者
保険金（共済金）・損害賠償請求書	請求者ご自身（代筆でも結構です。）
交通事故証明書（人身）	自動車安全運転センター
事故発生状況報告書	請求者ご自身（代筆でも結構です。）
診断書（事故発生から治療終了まで）	診察した医師
後遺障害診断書（症状固定後）	診察した医師
頭部の画像検査資料（CT・MRIなど）	治療を受けた医療機関
診療報酬明細書	治療を受けた医療機関
通院交通費明細書	請求者ご自身（代筆でも結構です。）
請求者の印鑑証明書	印鑑登録をした区市町村

高次脳機能障害を認定するためには、レントゲン写真・CT・MRIなどの画像検査資料（特に頭部）が重要な判断要素となります。事故発生の直後から後遺障害の症状が固定するまでの画像検査資料の提出をお願いします。

また、高次脳機能障害の認定にあたっては、事故の前と後とで、被害者の日常生活状況、就労就学状況、社会生活などが、具体的にどのように変化しているのかも重要な要素となります。そのため、診察された医師、ご家族、実際に介護をなさっている方々に簡単な報告書を作成していただくことがあります。

いずれも、高次脳機能障害を的確に認定するために必要となる資料ですので、ご協力をお願いいたします。

審査の流れについて

～脳外傷による高次脳機能障害事案を特定事案として審査します～

脳外傷による高次脳機能障害が残存する症例については、これを「特定事案」と位置付けたくうえで、専門医などを構成員とする「高次脳機能障害専門部会」を損保料率機構内に設置し、ご提出いただいた各種資料を基に審査を行います。

「高次脳機能障害専門部会」において、さらに追加調査が必要と判断されたケースでは、被害者のご家族や介護をなさっている方々にあらためてご照会させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

ご請求に当たってご注意いただきたいこと

～時効が完成すると、自賠責保険（共済）に請求することができなくなります～

被害者からの請求権は「後遺障害の症状が固定した日の翌日から2年間」で時効により消滅し（自賠法第19条）、また、加害者からの請求権は「加害者が損害賠償金を支払った翌日から2年間」で時効により消滅します（商法第663条）。請求権が時効により消滅すると、自賠責保険（共済）に請求することができなくなります。

脳外傷による高次脳機能障害では、被害者の方にその症状の認識が全くないケースや、家族の方々も当初は障害に気付かないケースがみられます。また、実際の診察で、見逃されやすい障害でもあります。ご請求に当たっては、こうした点にもご注意ください。

高次脳機能障害認定の充実に向けた取組み

～平成19年4月から新たな調査様式を使用します～

高次脳機能障害の認定に必要な事故直後の意識障害に関する情報（時間・程度等）や当該被害者の症状に関する情報（具体的にどのような行動に支障が生じているのか等）などを詳細に把握し、一層適正な等級認定を行えるようにするため、平成19年4月から調査様式を改定します。また、子供が被害者になった場合、成人と異なる状況に置かれていること（発育・成長過程にあり、知識の獲得が十分でないこと、自分の症状を的確に表現できないこと、就労していないため社会生活を送るのは学校であること等）を踏まえ、家族・教師等の幅広い協力を得て的確な損害調査に努めます。

請求に関するご相談について

請求に当たって、ご不明な点がありましたら、自賠責保険会社（協同組合）の各窓口のほか、以下の各機関でご相談を受け付けています。いずれも、ご相談は無料です。

● 財団法人日弁連交通事故相談センター（示談の斡旋を行っている相談所）

所在地／電話番号（平成19年3月現在）							
本部	03-3581-4724	埼玉	048-710-5666	三重	059-228-2232	愛媛	089-941-6279
札幌	011-251-7730	千葉	043-227-8530	京都	075-231-2378	高知	088-822-4867
岩手	019-623-5005	東京	03-3581-1782	大阪	06-6364-8289	福岡	092-741-3208
仙台	022-223-7811	横浜	045-211-7700	神戸	078-341-1717	北九州	093-561-0360
山形	023-635-3648	山梨	055-235-7202	奈良	0742-22-2035	佐賀	0952-24-3411
水戸	029-221-3501	新潟	025-222-3765	岡山	086-223-4401	熊本	096-325-0009
栃木	028-622-2008	岐阜	058-265-0020	広島	082-225-1600	那覇	098-835-4343
前橋	027-234-9321	名古屋	052-221-7097	高松	087-822-3693		

損保料率機構について

損保料率機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された法人です。主な業務は次のとおりです。

1. 参考純率と基準料率の算出・提供

火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率、自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

2. 自賠責保険（共済）の損害調査

自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。

3. データバンク機能

各種の保険データを収集し、分析・研究を行い、会員保険会社や社会一般に提供しています。